

国民年金保険料を口座振替で前納するとお得です

平成18年度保険料額(平成18年4月～平成19年3月)は月額13,860円、年額166,320円となりますが、以下の納付方法を利用すると保険料が割引されます。

①保険料の前納を口座振替にすると割引額が増えます。

国民年金保険料を1年度分一括して前納すると、現金払いでは2,950円の割引、口座振替で前納する場合は3,490円の割引となります。(6カ月前納も口座振替が有利です。)

現金前納額(1年度分)

163,370円(割引額2,950円)

口座振替前納額(1年度分)

162,830円(割引額3,490円)

口座振替日は4月30日(今年は4月30日が休日のため5月1日)です。

なお、すでに口座振替で1年度分の前納をされている方は、あらためて届出をしていただく必要はありません。

※口座振替での1年度分の前納は、平成18年3月中に社会保険事務所への事前登録が必要となりますので、3月20日頃までにお申し込みください。

②月々の口座振替も早割(当月保険料の当月末引落し)にするとお得です。

通常の口座振替(当月保険料の翌月末引落し)は定額保険料ですが、口座振替を早割にすると

50円の割引となります。早割にすると翌月末の初回の口座振替にて2カ月分の保険料(従来の保険料と50円割引された保険料)が引落としとなり、その後の毎月の保険料が50円割引となります。

※割引額の50円は、平成18年度の割引額です。平成18年3月分までの割引額は月40円です。

口座振替の申込用紙は、社会保険事務所などに請求していただくほか、社会保険庁ホームページから印字(プリントアウト)することもできます。

社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp/>

☆口座振替の申込み先

社会保険事務所または口座をお持ちの金融機関・郵便局の窓口。

※お申込みの際には、基礎年金番号がわかるもの(年金手帳や納付書)及び金融機関届出印が必要です。

※詳しいことは、社会保険事務所にお問い合わせください。

☆問合せ先

愛媛社会保険事務局宇和島事務所

☎0895-22-5440(代表)

鬼北町役場 町民課保険年金係

☎0895-45-1111(内線216)

「愛媛地方税滞納整理機構」が4月に設立されます

県内全市町加入の徴収専門組織

★なぜ、このような組織を設立するのですか？

県内の市町村税の滞納額は年々増加しつづけています。このような状況を放置してしまえば、納税秩序の乱れから税務行政への不信感につながります。そこで、この状況を打破し、税財源を適正に確保するため、県内全市町がスクラムを組み、滞納整理の専門組織である「愛媛地方税滞納整理機構」を設立する運びとなりました。

★「愛媛地方税滞納整理機構」はどのような組織ですか？

地方自治法に基づく一部事務組合であり、特別地方公共団体です。各市町単独では処理困難な高額滞納案件等を引き受けて、差押等の滞納処分を前提とした滞納整理の推進を目的とします。職員は、市町・県からの派遣職員等で構成され、より専門性の高い滞納整理を行うため、国税OB、弁護士等を顧問として配置し、アドバイスをうけます。

★「愛媛地方税滞納整理機構」はどんなことをするのですか？

市町からの再三の催告に応じないもの、滞納

額が高額なものなどの滞納事案を引き受け迅速に滞納整理を行います。機構では、広範囲な財産調査を行うことにより、換価しやすい財産を発見し、速やかに滞納処分に移ります。また、差押財産の公売も行います。

★「愛媛地方税滞納整理機構」へ滞納事案を引き継ぐまでのスケジュールは？

市町では、機構へ滞納事案を引き継ぐ前の平成18年2月に、県下いっせいに、引継ぎ予定の滞納者に対し催告文書が送付されました。指定した期日までに納付意思が見られなかった滞納者は、4月から6月にかけて市町から機構へ滞納事案を引き継ぎ、その後は機構で本格的な滞納整理が行われることとなります。

愛媛県税務課のホームページ内に機構概要等を示した資料を掲載していますので参考にしてください。

<http://www.pref.ehime.jp/010soumu/050zeimu/00007353051028/index.html>